

# 一時保護所の第三者評価結果報告書【令和6年度】

2025年 2月 28日

〒 102-0083

所在地 東京都千代田区麹町1丁目5番地4-712

評価機関名 株式会社 ケアシステムズ

電話番号 03-3511-5035

代表者氏名 和田 俊一



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名 担当分野 評価者養成講習修了者番号	評価者氏名	担当分野	修了者番号
	① 高橋 正一	経営	H2201041
	② 高橋 利明	経営	H2101092
	③ 岡崎 圭子	福祉	H0902004
	④ 和田 俊一	経営	H0601057
	⑤ 北原 富美子	福祉	H1501011
	⑥		
福祉サービス種別	一時保護所		
評価対象事業所名称	板橋区子ども家庭総合支援センター		
事業所代表者氏名	事業所代表者 佐々木 三良		
契約日	2024年 8月 1日		
利用者調査票配付日(実施日)	2024年 10月 17日		
利用者調査結果報告日	2024年 12月 4日		
自己評価の調査票配付日	2024年 9月 25日		
自己評価結果報告日	2024年 12月 4日		
訪問調査日	2024年 12月 11日		
評価合議日	2024年 12月 11日		
コメント (利用者調査・事業評価の工夫 点、補助者・専門家等の活用、 第三者性確保のための措置など を記入)	利用者調査については施設と協議の上、利用者全員を対象として、マンツーマンによる聞き取り調査を実施した。 事業評価については、職員からも標準項目にチェックを入れた分析シートを回収し、集計結果報告に反映した。 第三者性確保については、当評価機関と事業者の間には特別な関係は存在せず、中立公正な立場で調査を実施した。		

事業者代表者氏名

事業所代表者 佐々木 三良

## 〔評価にあたってのガイドライン：児童相談所・一時保護所〕

令和6年度

事業所名：板橋区子ども家庭総合支援センター

1	<b>評価目的</b>
	<p>・第三者評価とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、各種の支援の質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものとされています。すなわち、関連法制度や一時保護ガイドラインに加え、「児童相談所・一時保護所の第三者評価ガイドライン」をもとに、一時保護における「質の確保・向上を図る」ことを目的に第三者評価を実施いたします。第三者評価の定める決められた評価手法(2. 評価手法に記載)によつて、「子どもの状況に最も適した環境が担保され、各種の支援が子どもの最善の利益に繋がっているか」を評価の目的といいます。</p>
2	<b>評価手法</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者調査(現在の利用者の生活・支援に対する意向や満足度の把握)</li> <li>・利用者全員を対象として、マンツーマンによる聞き取り調査の実施。</li> <li>②事業所全体としての自己評価(組織経営や現在提供されている生活や各種の支援の質を事業所として自ら評価)</li> <li>・事業所職員の会議によって、評価項目に沿った自己評価の実施(事業所で1部作成)。</li> <li>③職員による個別の自己評価(直接雇用の職員全員を対象に、一人ひとりが生活や各種の支援の質を自ら評価)</li> <li>・職員全員を対象として、評価項目に関する設問を3択のチェック方式にて実施。</li> <li>④訪問調査</li> <li>・評価者(第三者)が事業所を訪問して、各評価項目に関する取り組み状況について、事業所職員と直接ヒアリングを実施。</li> <li>⑤評価結果報告書の作成</li> <li>・利用者調査や訪問調査を実施した調査員が、①、②、③、④をもとに会議を行い、評価基準(3. 評価基準に記載)や評価コメント(事業所の取り組みや評価基準の解説)などを検証する機会を設けて、報告書の作成につなげる。</li> <li>⑥評価結果報告書の提出(報告)</li> <li>・事業に対して報告書を提出する(必要に応じて事実誤認などの修正を協議する)。</li> </ul>
3	<b>評価基準</b>
	<p>・「児童相談所・一時保護所の第三者評価ガイドライン」の評価項目ごとに、以下の3視点で評価する。</p> <p>①「個々の仕組み(取り組み)が設けられているか」すなわち構造(ストラクチャー)が確認できるか。</p> <p>②「個々の仕組み(取り組み)に関して運用されているか」すなわち運営状況(プロセス)は確認できるか。</p> <p>③「個々の仕組み(取り組み)に関して成果が確認できるか」すなわち結果(アウトカム)が得られているか。</p> <p>・上記の3視点に基いて、4段階で評価(評点)する。</p> <p>s:①②③が確認でき、評価項目の定める基準(標準項目)を上回る取り組み(成果)が確認できる。</p> <p>a:①②③が確認でき、評価項目の定める基準に合った取り組み(成果)が確認できる。</p> <p>b:①②③のいずれかが確認できない。あるいは改善の余地がある。</p> <p>c:①②③が確認できない、あるいは見着手。</p>
4	<b>参考資料</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の実施にあたり評価にあたり、事業所から事前に以下の資料を提出してもらい、訪問調査や会議、評価結果報告書作成の参考とした。</li> <li>・令和5年度事業概要</li> <li>・保護課BCP</li> <li>・安全計画・消防避難訓練手順</li> <li>・ここでの暮らしガイド(学年・幼児)</li> <li>・しおり(低学年・中学年・高学年・幼児)</li> <li>・会議に関するマニュアル</li> <li>・令和6年度 保護課年間計画</li> <li>・保護所マニュアル・様式一覧</li> <li>・令和6年度 運営の手引き</li> <li>・あなたの思いを教えてシート(学年用・幼児用)</li> <li>・アセスメント会議・観察会議の手引き</li> <li>・アセスメントシート様式</li> </ul>

1	<b>理念・方針（関連 カテゴリー1 リーダーシップと意思決定）</b>
	<p>事業者が大切にしている考え方(事業者の理念・ビジョン・使命など)のうち、特に重要なものの(上位5つ程度)を簡潔に記述</p> <p>1)【基本理念】お互い楽しく暮らす      2)【ビジョン】子どもが主体的に過ごせる「温かみがあり居心地のよい一時保護施設」をめざす      3)【R6年度 基本方針】持続可能な一時保護施設となるよう運営等において文化の定着向上を図る      4)【特徴】ユニット制を最大限に活かし、子どもの権利を尊重しながら、子どもの安心安全を確保している      5)【職員】専門的な知識やスキルの習得に努め、職員同士が思いやりをもちながら協力する</p>
2	<b>期待する職員像（関連 カテゴリー5 職員と組織の能力向上）</b>
	<p>(1)職員に求めている人材像や役割</p> <p>【役割】      ○適切かつ具体的な援助方針を定めるため、子どもの行動を多面的に捉え、生活において行動観察を行い、アセスメントや生活支援ができる職員</p>
	<p>(2)職員に期待すること(職員に持って欲しい使命感)</p> <p>【クレド】      ○板橋区の職員として「もてなしのこころと高い使命感をもったプロフェッショナル」として、子ども達を支援すること      【職員像】      ○自ら向上心をもち、挑戦し続ける魅力ある職員、目的意識を持ったネットワークを積極的に築く職員、子ども達をはじめとして区民や区政課題をよく知り、課題解決のために行動する職員</p>

## 【利用者調査：児童相談所一時保護所】

令和6年度

事業所名：板橋区子ども家庭総合支援センター

調査日現在、本施設の利用者総数32名を調査対象とした聞き取り調査を実施し、26名より回答を得た。回答者の年齢は、6～12歳未満が12名、12歳～15歳未満が9名、15歳以上が5名であった。

## 調査対象

## 調査方法

## 利用者総数

32

共通評価項目による調査対象者数  
共通評価項目による調査の有効回答者数  
利用者総数に対する回答者割合(%)

アンケート	聞き取り	計
0	32	32
0	26	26
0.0	81.3%	81.3%

## 利用者調査全体のコメント

総合的な満足度に関する調査の結果は、対象者の65.4%が「よい」または「ややよい」と回答し、「どちらともいえない」が34.6%であった。

設問毎で見ると、「保護所でできることを職員がわかりやすく教えてくれたか」、「職員は丁寧に接してくれるか」では92.4%の、大変高い満足度が得られており、「保護所の楽しい活動」、「けがや体調不良時の対応」、「内緒にしたことは守られているか」においても、88.5%の大変高い満足度が得られている。

ただし、「自分自身の気づきや成長につながったことはあるか」では、さらに高い満足が望まれる結果となつた。

## 利用者調査結果

共通評価項目	実数			
	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない
1. 食事の時間は楽しみですか	19	5	2	0
「はい」が73.1%、「どちらともいえない」が19.2%、「いいえ」が7.7%であり、高い満足度であった。自由意見では、「美味しいです」、「味も美味しい。ハンバーガーが出たりする」、「まずい時と美味しい時がある。まずい時はおかずを残している」という声が聞かれた。				
2. 食べたことがないものや嫌いなものでも、美味しく食べられるようになりましたか	12	11	3	0
「はい」が46.2%、「どちらともいえない」が42.3%、「いいえ」が11.5%であった。自由意見では、「嫌いなものは減らしてもらって、一口は食べるようにしている」、「もともと何でも食べられる」、「合わない」という声が聞かれた。				

3. 学習はわかりやすくて楽しいですか	20	4	2	0
「はい」が76.9%、「どちらともいえない」が15.4%、「いいえ」が7.7%であり、高い満足度であった。自由意見では、「学習は楽しい。わからないところを聞いて、わかると楽しいって思った。体を動かす体育の時間も楽しい」、「数学が好きになりました」、「わかりにくい」という声が聞かれた。				
4. ここに来てから、規則正しい生活ができるようになりましたか	21	3	1	1
「はい」が80.8%、「どちらともいえない」が11.6%、「いいえ」が3.8%、「わからない」が3.8%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「大丈夫です」、「今までの生活は間食が多かったのかと気付いた」、「あまり変わらない」という声が聞かれた。				
5. 保護所で楽しいと思う活動はありますか(体を動かすこと、創作活動、所外活動など)	23	2	1	0
「はい」が88.5%、「どちらともいえない」が7.7%、「いいえ」が3.8%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「友達とゲームをやるのが楽しい」、「ゲームなどをみんなとやるのは楽しい。体育のバスケとかを皆でやるのも楽しい」、「特がない」という声が聞かれた。				
6. 保護所の規則(決まりや約束ごと)についてどうして大切な理解していますか	21	2	1	2
「はい」が80.8%、「どちらともいえない」が7.7%、「いいえ」が3.8%、「わからない」が7.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「ちゃんと守っています」、「集団生活だから」、「なかなか守れない」という声が聞かれた。				
7. 身体の調子が良くないときやけがをしたときに、すぐに対応してもらいましたか	23	0	2	1
「はい」が88.5%、「いいえ」が7.7%、「わからない」が3.8%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「すぐに病院に連れて行ってくれました」、「対応してくれるし、こっちの気持ちを気づかってくれる」、「調子が悪いことはないからわからない」という声が聞かれた。				
8. 食堂・浴室・トイレ(共有スペース)・居室などは清潔ですか	22	2	2	0
「はい」が84.6%、「どちらともいえない」が7.7%、「いいえ」が7.7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「すごく綺麗です」、「綺麗になっている。自分の部屋は週1回掃除機をかけている」、「お風呂は綺麗だけど、トイレは濡れていることが多くてきれいとは思わない」という声が聞かれた。				
9. 子ども同士の関係がうまくいくように、(いやなことが起きないように)職員が対応してくれますか(実際に聞いてもらえますか)	18	2	6	0
「はい」が69.2%、「どちらともいえない」が7.7%、「いいえ」が23.1%であった。自由意見では、「1回けんかのようになったことがあったけど、職員が間にあって収めてくれた」、「気をつかってくれる」、「職員によってです。あと、職員の目を避けてけんかをする子もいる」という声が聞かれた。				

10. 自分のこれまでのことや今後どうしたいかについて、職員に聞いてもらっていますか	16	3	6	1
「はい」が61. 6%、「どちらともいえない」が11. 5%、「いいえ」が23. 1%、「わからない」が3. 8%であった。自由意見では、「話しています」、「そういう話ができる職員がいる」、「そういう機会はない」という声が聞かれた。				
11. 職員はあなたが今後どうしたいかを聞いて、それが実現するように、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれてますか)	16	3	5	2
「はい」が61. 6%、「どちらともいえない」が11. 5%、「いいえ」が19. 2%、「わからない」が7. 7%であった。自由意見では、「仲の良い職員がいます」、「いろいろな相談ができる職員が一緒に考えててくれる」、「特にない」という声が聞かれた。				
12. 【小学生以上】保護所の生活を通して、自分自身の気づきや成長につながった(できなかったことができるようになった)ことがありますか	13	4	4	5
「はい」が50. 0%、「どちらともいえない」が15. 4%、「いいえ」が15. 4%、「わからない」が19. 2%であった。自由意見では、「自分で気づかなかっただけで、職員が『こんなところが成長したね』と言ってくれたことがある」、「自分の意見が言えるようになった」、「人からは成長したと言われるけど、自分でわからない」という声が聞かれた。				
13. あなたが、保護所でできることやしてもよいことについて職員はわかりやすく教えてくれますか	24	1	1	0
「はい」が92. 4%、「どちらともいえない」が3. 8%、「いいえ」が3. 8%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「聞いています」、「よく話してくれる」、「職員によって言うことが違う」という声が聞かれた。				
14. 不安(心配なこと)を感じたときに、職員は話を聞いてくれますか(実際に聞いてくれていますか)	22	2	2	0
「はい」が84. 6%、「どちらともいえない」が7. 7%、「いいえ」が7. 7%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「安心できる」、「交換ノートもあるけど、直接話を聞いてもらえる」、「話しができない」という声が聞かれた。				
15. 「あなたが内緒にしたいこと」はきちんと守られていますか	23	2	0	1
「はい」が88. 5%、「どちらともいえない」が7. 7%、「わからない」が3. 8%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「特に心配になることはない」、「プライバシーに関する話題は別室を使って、そこでゆっくりと聞いてもらえる」、「内緒にしてくれているかわからない」という声が聞かれた。				
16. 困ったところなどがあったとき、担当の職員以外にも話せたり、伝えたりできそうですか(実際に話せていますか)	19	2	3	2
「はい」が73. 1%、「どちらともいえない」が7. 7%、「いいえ」が11. 5%、「わからない」が7. 7%であり、高い満足度であった。自由意見は特になかった。				

17. 職員は、あなたの不満や要望(いやだなあとか、してほしいなあと思ったこと)について、一緒に考えてくれたり、何らかの対応をしてくれると思いますか(実際にしてくれますか)	17	2	4	3
「はい」が65. 4%、「どちらともいえない」が7. 7%、「いいえ」が15. 4%、「わからない」が11. 5%であった。自由意見は特になかった。				
18. 職員はあなたに対して、ていねいに接してくれますか	24	2	0	0
「はい」が92. 4%、「どちらともいえない」が7. 6%であり、大変高い満足度であった。自由意見では、「大丈夫です」、「みんな親切です」、「ちょっと苦手な職員さんがいます」という声が聞かれた。				

# 評価項目

令和6年度

事業所名：板橋区子ども家庭総合支援センター

## I 子ども本位の養育・支援

### 1. 子どもの権利保障

#### (1) 権利保障

評価	評価項目	
s	1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか
s	2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

#### (2) 子どもに対する説明・合意

評価	評価項目	
s	3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

#### (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価	評価項目	
a	4	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

#### (4) 被措置児童等虐待防止

評価	評価項目	
a	5	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

#### (5) 子ども同士の暴力等の防止

評価	評価項目	
a	6	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

#### (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

評価	評価項目	
a	7	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか
a	8	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか

#### 子どもの権利保障の講評

・一時保護所では、子どもの年齢や理解度に応じた情報提供が行われており、適切な取り組みが進められている。「一時保護所のしおり」は「幼児用」「低学年用」「高学年用」「中高生用」に分類され、権利や生活ルールについて分かりやすく説明されている。また、「くらしのガイドブック」を用いて生活のルールや権利擁護について丁寧に説明することで、子どもが安心して生活を開始できる環境が整えられている。子どもの意見を日常的に収集し、権利擁護の実践に反映させる工夫も行われている。

・「4つの約束」により生活ルールを明確にし、子どもが安心して過ごせる環境を整えている。また、入所時の「集中ケアプログラム」は、心理的安定を考慮した個別支援として機能しており、子どもの適応を促している。行動制限に関しては、「行動制限を伴う対応マニュアル」に基づき、職員がマンツーマンで関わることで、行動の自己調整を支援する姿勢が確認できる。トラウマインフォームドケアの観点も重視し、子どもが安心して過ごせるよう配慮している。

・子どもの意見表明の機会確保に向け、アドボケイトの定期訪問、意見箱の設置、ユニット単位の「りんりんタイム」の実施など、多様な手段を取り入れている。意見箱に寄せられた内容には職員が丁寧に回答し、子どもの意見を尊重する取り組みが行われている。退所時のアンケートも運営改善に活用し、子どもの声を大切にしている。意見の具体的な活用事例を可視化し、子ども自身が変化を実感できるよう努めることで、意見表明の重要性をさらに周知している。

- ・年度当初の児童の人権を重視する研修や虐待防止に関するセルフチェックの実施により、職員の意識向上が図られている。また、ヒヤリハット報告制度を活用し、子ども同士のトラブル防止や対応方法の共有を進めている。一時保護所内で虐待が疑われる事案が発生した際には、速やかに区の担当課が調査を行い、児童福祉審議会へ報告する仕組みが整備されている。職員の実践的スキルを高めるため、OJTやケーススタディを活用し、日常業務の中で適切な対応ができるよう努めている。
- ・外国籍の子どもには翻訳機や通訳を活用し、言語面での支援を行っている。宗教的配慮として宗教食の提供が可能であり、LGBT(性的マイノリティ)などの子どもへの心理的安全の確保にも努めている。特別な配慮を必要とする子どもには、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が連携し、適切な支援策を実施している。文化的背景を尊重し、多文化理解を深める取り組みを進めており、LGBTに関する職員研修も行われている。

## 2. 養育・支援の基本

### (1) 子どもとの関わり

評価	評価項目	
a	9	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか
a	10	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか

### (2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

評価	評価項目	
a	11	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか

### 養育・支援の基本の講評

- ・保護となった子どもの受け入れの手順や役割分担などはマニュアルに明示されており、どの職員が対応しても同じとなるようにしている。インターク質問票、あなたの思いを教えてシートを用い、子どもが話しやすいところから、徐々に聴き取りをしている。その際は温かく、優しい声かけを意識して行っている。入所のしおりがあり、新規に保護してきた子どもと読み合わせをしている。しおりには子どもの権利にも触れている。
- ・保護所では、「りんりんタイム」と名付けられた子ども会議を開催している。月に2回程度開かれており、子どもが思いや意向を自由に話す体験をしてもらっている。会議は子ども主導であり、何を話してもいいことについている。子どもたちは自由に、欲しいもの、行ってみたいところ、食べたいものなど、さまざまに意見を出している。あがった意見は、職員が可能な限り、支援に反映している。保護所内でのお菓子作り体験、ゲームの時間増、外出して店で買い物など、子どもの意見を反映した事例が多数聞かれた。

## II 一時保護の環境及び体制整備

### 1. 適切な施設・環境整備

#### (1) 設備運営基準の順守

評価	評価項目	
s	12	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか

#### (2) 個別性の尊重

評価	評価項目	
s	13	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

#### (3) 生活環境の整備

評価	評価項目	
a	14	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

## 適切な施設・環境整備の講評

- ・一時保護所はユニット形式を採用し、個室と3名利用の諸室を適切に配置することで、子ども一人ひとりの状況に応じた生活環境が整えられている。学習室、体育館、静養室、ミーティングルームなどの設備を備え、生活の質向上を図っている。ユニット制による食事提供は、家庭的な雰囲気の中で落ち着いて過ごせる環境づくりが行われている。
- ・居室に鍵やカーテンを設置し、安心して過ごせる環境を確保している。個室にはベッド、机、テレビを完備し、ゲーム機の使用も時間も決めて行っている。また、入浴やくつろぎ時間の選択が可能で、子どもの主体性を尊重する取り組みが行われている。
- ・居室の清掃は本人が行い、共同スペースは職員が管理している。生き物の飼育やベランダ緑化も推進し、自然とのふれあいを大切にしている。安全点検はチェックリストに基づき定期的に実施され、安心して生活できる環境の維持に努めている。

## 2. 管理者の責務

評価	評価項目	
s	15	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

## 管理者の責務の講評

- ・区の職務分掌に関するルールが整備され、職員が確認できる体制である。また、内閣府令よりの新基準やそれに伴う新たな区の条例案の提出に向けた対応に基いて、その内容を職員に周知する取り組みが行われている。こうした取り組みにより、管理者の役割と責任が明確化され、職員との情報共有が進められている。全国の一時保護所のリーディング事業所となるようにとの目標を基に管理者と職員の間で信頼関係が構築され、円滑な運営に取り組んでいる。
- ・管理者の役割が適切に実行され、施設運営全体を支えるリーダーシップが発揮されている。管理者は一時保護の受け入れにおいて、インテークマニュアルに基づき、「入所準備チェック表」を用いて入所の手続きを進めていることを確認している。また、児童相談所の担当者と協議しながらも基本的に受け入れる方針を実行している。特に、緊急時の受け入れや法的対応について即時実行する体制が確立されている。また、感染症対応や緊急時対応などを始めとしたリスクマネジメントのマニュアルが策定され、運営上のリスクを管理する仕組みが整備されている。
- ・管理者はスーパーバイズ(SV)の基本的なスキルの習得に必要なSV研修を今後受講していく。ただし、事業所の体制ではSVの具体的な役割を係長やチーフが担っているため、管理者が直接SVを行う場面は少ない。管理運営の質を高め、職員への助言を通じた成長支援に寄与させるため、客観的かつ適切な指導や育成を行っている。

## 3. 適切な管理体制

### (1) 設備運営基準の遵守

評価	評価項目	
a	16	一時保護所として、必要な職員体制が確保されているか

### (2) 職員の適正配置

評価	評価項目	
s	17	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか

### (3) 情報管理

評価	評価項目	
s	18	情報管理が適切に行われているか

#### (4) 職員の専門性向上の取組

評価	評価項目	
a	19	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか
a	20	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

#### (5) 児童福祉司との連携

評価	評価項目	
s	21	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか

#### (6) 職場環境

評価	評価項目	
a	22	職場環境としての法令遵守や環境改善に取組んでいるか

#### 適切な管理体制の講評

- ・現行運用している基準を満たしつつ、今後の体制強化に向けた取り組みが進められている。内閣府令に基づいた基準を満たした職員配置が実現されている。平日は12名以上、休日には15名以上、さらに夜間も5名が勤務する体制が整っており、各時間帯における必要な職員数が確保されている。また、保育士、看護師、心理療法担当職員などの専門職が配置され、嘱託医として小児科医が週1回、歯科医が月1回往診する仕組みも整備されている。一方で、新基準に基づき、心理療法担当職員の増員が必要であることを認識し、令和7年4月からの増員を人事当局に要請している。
- ・正規職員を多く配置し、調理や清掃業務を委託することで職員の役割分担を明確化している。また、看護師2名を常勤で配置し、本来業務に専念できる体制を整えている。心理療法担当職員や学習指導員に関する業務マニュアルを整備することで、それぞれの役割を明確にしている。さらに、職員は必要な研修を受講し、専門性の確保をしている。児童福祉司や児童心理司を含む児童相談所援助課との連携も密接であり、観察会議やアセスメント会議を通じて情報共有を行い、協議や援助方針会議を実施する体制を整えている。
- ・区のマニュアルに基づき、個人情報の取り扱いに関する取得・利用、保管・管理、提供などの項目が遵守されている。ホワイトボードに記載された個人情報はカーテンで隠す対応を行い、書類等は施錠管理されている。プライバシー保護の観点から、呼称は下の名前のみで呼び、他の個人情報を不用意に共有しない配慮を徹底している。個人情報管理に関する職員研修は区のリモートラーニングを通じて定期的に実施され、職員の理解促進にも努めており、事業の特性に配慮した高い水準の情報管理を徹底している。
- ・職員の専門性を体系的に向上させることを企図し、研修計画に基づき、外部講師を招聘した研修や区・国・所内の研修、職員相互の研修など多岐にわたる取り組みを実施している。さらに、職員一人ひとりが部、センター、課、係の目標を軸に個人目標を設定し、その目標を他職員にも公開することで、意識の共有が図られている。また、OJT担当職員に対する研修や、個別の育成計画として研修履歴をまとめる仕組みも整備されており、職員間の連携も効果的に推進している。
- ・職員間の適切な情報共有と引き継ぎを実現するため、朝礼や夕礼、申し送りを日々必ず行っており、網羅的かつ定期的な情報共有の仕組みが整備されている。さらに、月1回の職員会議には可能な限り全職員が出席することで、情報共有を深めている。また、子どもに関する情報の機密性を考慮し、口頭や対面でのやり取りを重視しながらも、システムを活用した日誌、引き継ぎ簿、会議録の確認も可能であり、職員間の情報共有における相互理解を深めつつ、漏れや齟齬がないよう配慮している。
- ・当事業所は児童相談所の援助課と迅速かつ密接なコミュニケーションを図っており、入退所時や入所中の調査・診断・支援における児童福祉司や各部門との連携は実効性を伴っている。入所時には、児童福祉司がケースワーカーとして支援の方向性を定め、児童心理司や一時保護所の担当者と十分な連携を取っている。また、情報共有を適切に行うため、入所連絡票の整備やアセスメント会議の追加実施といった具体的な取り組みを行っている。
- ・働きやすさのみならず働きがいのある職場づくりを目指しており、適切な労務環境の設定や研修の受講が確保されている。労務管理は全てシステムで管理し、時間外勤務が月平均4~5時間と比較的少なく抑えられており、一定の勤務環境が維持されている。また、メンタルヘルスに配慮し、区の相談窓口を周知するなど、職員の健康管理にも積極的に取り組んでいる。さらに、サービスやハラスメントに関する階層別研修を実施することで、職場環境の質向上を図っている。

## 4. 関係機関との連携

### (1) 医療機関との連携

評価	評価項目	
s	23	医療機関との連携が適切に行われているか

### (2) 警察署との連携

評価	評価項目	
a	24	警察署との連携が適切に行われているか

### 関係機関との連携の講評

- ・子どもの健康管理を適切に実施するため、小児科医が週1回、歯科医が月1回健診を行う体制が整備されている。365日看護師が配置されており、継続的な医療支援体制が確保されている。必要に応じて、近隣の医療機関を受診する際には看護師が同行するなど、緊急時や必要時の対応にも配慮がなされている。医療面と福祉面の一体的な支援体制の構築のため、併設する児童相談所の嘱託医や児童福祉司、児童心理司との連携により、チームケアを実現している。
- ・緊急時や日常の警察との連携が適切に実行されている。区内の3つの警察署と日頃から連携体制を構築しており、警察からの受け入れ要請に対応するためのマニュアルが整備されている。また、夜間や休日の緊急事態に対応するためのマニュアルも用意され、適切な連絡や協力が可能な体制が確立されている。さらに、無断外出対応マニュアルが整備されており、迅速な対応が可能である。子どもが警察の面談等を受ける際には、児童福祉司や児童心理司がアドボケイト役として対応し、子どもの意向や権利を尊重した支援を行っている。

## III一時保護所の運営

### 1. 一時保護の目的

評価	評価項目	
s	25	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか

### 一時保護の目的の講評

- ・一時保護の目的に即した理念・基本方針が策定され、周知徹底されている。「お互いに楽しく暮らす」という理念のもと、子ども同士、子どもと職員が温かく家庭的な関係を築くことを重視している。また、「子どもが主体的に過ごせる『温かみがあり居心地のよい一時保護所』を目指す」というビジョンを掲げ、6人単位のユニット制による家庭的な雰囲気を大切にしている。これらの理念とビジョンは職員が検討して決定したものであり、運営の手引きの冒頭に明記され、職員に公開されている。さらに、子ども家庭総合支援センターとして事業概要や基本方針がホームページに公開されており、透明性の確保と理念の共有が図られている。

### 2. 一時保護所の運営計画等の策定

評価	評価項目	
a	26	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

### 一時保護所の運営計画等の策定の講評

- ・事業計画の策定・実行・評価・見直しにおいて適切な仕組みが整備されている。区の総合計画を基に年間計画表、業務分担運営計画、組織目標シートを活用して事業計画を策定している。また、「令和6年度板橋区子ども家庭総合支援センター事業概要」を公開し、透明性を確保している。年間スケジュールを通じて計画内容を確認し、運営の質の向上を目指す文化の定着にも取り組んでいる。開所から3年目となり、内閣府令に対応する新たな条例制定を契機にさらなる質の向上を目指している。

### 3. 一時保護の在り方

評価	評価項目
a	27 緊急保護は、適切に行われているか

#### 一時保護の在り方の講評

・緊急保護の際の対応は子どもの健康と心理的ケアを重視した手続きを仕組化している。新規入所時に看護師による健康調査を速やかに実施し、週1回訪問する小児科医による健康診断を受診する体制である。また、子どもに対しては権利に関する内容を含め、入所後の生活をガイドブックやしおりを用いて丁寧に説明し、分かりやすく伝える工夫がなされている。さらに、子どもの声を尊重するため「あなたの思いを教えてシート」を活用し、入所間もない子どもの気持ちを聞き取る取り組みを行っている。

### 4. 一時保護所における保護の内容

#### (1)生活面のケア

評価	評価項目
a	28 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

#### (2)レクリエーション

評価	評価項目
a	29 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

#### (3)食事(間食を含む)

評価	評価項目
a	30 食事が適切に提供されているか

#### (4)衣服

評価	評価項目
a	31 子どもの衣服は適切に提供されているか

#### (5)睡眠

評価	評価項目
a	32 子どもの睡眠は適切に行われているか

#### (6)健康管理

評価	評価項目
a	33 子どもの健康管理が適切に行われているか

#### (7)教育・学習支援

評価	評価項目
s	34 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか

#### (8)保育

評価	評価項目
a	35 未就学児に対しては適切な保育を行っているか

### 一時保護所における保護の内容の講評

- ・保護所における学習の在り方について、担当職員を中心に見直しをしている。ドリル学習を取り入れ、個別の学力に沿った指導ができるようにし、保護解除後の学校復帰を視野に入れ、教室での集団授業の時間も作っている。子どもたちは理解が進むにつれ、学習への関心が増している。
- ・ユニット職員と学習指導員が密に連携し、日常的に学習の機会づくりをしている。児童相談所の担当職員を通じて学校とも連携し、定期テスト、進学などに対応できるよう努めている。タブレット導入も検討している。
- ・日々の生活は、居心地の良さ・やすらぎなどを大切にしつつ、リズムのある生活を送れるよう支援している。入浴、洗濯、掃除など、子どもの意向を聞きながら清潔の保持ができるよう職員が声かけしている。リビングには子どもの希望を取り入れたゲーム、漫画ほかDVD、各種玩具が揃えられている。外出行事も多数企画されている。
- ・食事にまつわる給食会議では、子ども代表も参加して意見を出している。看護師を365日、日勤で配置しており、開かれた保健室運営を通じて子どもが話をしやすいようにしている。また子どもの心身の健康面に気を配り、保護所内外との連携も行われている。

## 5. 特別なケアの実施

### (1) 性的問題への対応

評価		評価項目
a	36	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか

### (2) 問題行動のある子どもへの対応

評価		評価項目
a	37	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

### (3) 無断外出を行う子どもへの対応

評価		評価項目
a	38	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

### (4) 重大事件に係る触法少年への対応

評価		評価項目
a	39	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

### (5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

評価		評価項目
a	40	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

### (6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価		評価項目
a	41	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
a	42	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか
a	43	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

## 特別なケアの実施の講評

- ・性加害・性被害などの課題を持つ子どもの対応は、区の性的虐待マニュアルに沿った支援を行っている。児童相談所の担当児童福祉司や心理士、保護所の担当職員や心理士などが連携し、必要なケアが行われている。
- ・自傷他害が高まっている子どもについては、児童相談所と保護所とが連携しチームケアを行うようにしている。リスクが高まり、必要と判断されると、集中ケアプログラムをマニュアルに沿って実施している。プログラムでは、一時的に子どもを他児から分離し、職員がマンツーマンで個別ケアを行う。
- ・無断外出が発生した場合は、緊急対応マニュアルのフローチャートに沿い、警察とも連携して対応が行われている。無断外出に至らないよう、保護所内の居心地の良さを保てるよう日頃から予防に励んでいる。
- ・重大事件に関わる子どもの受け入れの前例は無いが、マニュアル等は整備されており、受け入れの体制がつくられている。
- ・身近な親族を亡くした子どもには、児童相談所の心理司・保護所の心理療法担当などが連携し、役割分担して、寄り添い、対応を検討している。
- ・入所する多くの子どもが被虐待児であるため、保護所での日々の生活を通じて、自立支援・生活支援・安心安全の提供などがマニュアルに沿って行われている。

## 6. 安全対策

### (1) 無断外出防止及び発生時対応

評価		評価項目
s	44	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか

### (2) 災害時対策

評価		評価項目
a	45	災害発生時の対応は明確になっているか

### (3) 感染症対策

評価		評価項目
a	46	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか

## 安全対策の講評

- ・無断外出の未然防止とともに、子どもの自由と安心を両立させる対応の実現のため、無断外出への対応をマニュアル等により明確化し、発生時には職員が子どもの発見・保護に努め、必要に応じて保護者や警察への連絡を適切に行う仕組みが整備されている。また、無断外出を一概に否定せず、子どもの意見を汲み取りながら対応する姿勢を取ることで、信頼関係を構築している。さらに、スーパーでの買い物や観光施設への外出、個別リクエストに応じた水族館見学やラーメン店訪問などを行い、子どもの外出欲求を健全な形で満たすことに取り組んでいる。そのため直近での無断外出は発生していない。
- ・災害発生時に備えた包括的な計画と訓練が適切に実行されている。具体的な避難計画の策定や夜間体制の整備、防炎カーテンの設置、避難動線の確保、消火設備の管理などが適切に行われている。また、毎月の防災避難訓練に加え、消防署の立ち合いによる避難訓練や消火器使用訓練を毎年実施しており、災害時対応の実効性を高めることに取り組んでいる。さらに、緊急事態発生時の関係機関との連絡体制や具体的な連携手順は「地震及び火災対応マニュアル・フロー」などで明確化されており、迅速かつ適切な対応が可能な体制が整備されている。
- ・感染症の流行を予防する取り組みと、発生時の具体的な対応を「感染症マニュアル」で明確にし、予防と発生時対応の体制を整えている。看護師が常駐し、一時保護開始時に子どもの感染症の有無を把握するとともに、感染症が確認された場合はユニットごとに隔離し、発熱時には別室対応を行うなど、他の子どもへの感染拡大を防ぐ配慮をしている。さらに、感染症発生時の対応マニュアルでは、必要な消毒剤や静養室の確保など、迅速かつ適切な対応を明記している。

## 7. 質の維持・向上

評価	評価項目
a	47 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか
a	48 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

### 質の維持・向上の講評

- ・運営方針や手順が明確化され、実効性を伴った取り組みがなされている。養育・支援全般に関するマニュアルやリスク管理に関するマニュアルが作成され、職員全体で共有されている。これらのマニュアルは職員の執務スペースに配置され、必要な際に確認できる仕組みが整備されているほか、内容に基づく研修が実施されることで実効性を高めている。また、定期的にマニュアルの見直しが行われており、今年度からは改訂箇所を明確化する工夫も導入されている。さらに、SVIによる確認や定期的なチェックを通じて、マニュアルに基づく業務が形骸化せず、現場で実施されていることを確認している。
- ・総合的かつ継続的な質の向上のため、毎年、自己評価を実施し、職員からのコメントを取り入れることで、継続的な改善に努めている。今年度からは第三者評価を新たに導入し、評価結果を踏まえた質の向上に取り組む姿勢である。また、全職員が参加する職員会議を中心にPDCAサイクルを回す仕組みを構築している。内閣府からの新基準に対応しながら、運営の質を順次向上させており、計画的かつ着実に改善を進めている。

## IV一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

### 1. アセスメントの実施

#### (1) 保護開始時

評価	評価項目
a	49 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか
a	50 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか

### アセスメントの実施の講評

- ・一時保護の決定時には、児童福祉司、保護所職員が面談を行い、保護所での安全性を確認するとともに、生活に向けた動機づけを実施している。また、一時保護入所連絡票や児相システムに記録された児童票、経過記録を確認し、子どもの背景や状況を把握することで、適切な支援の準備が整えられている。
- ・インテークでは、入所準備チェック表を活用し、子どもと家庭の状況、心身の健康状態、性格、成長・発達状況を詳細に把握している。さらに、アセスメントの作成にあたり「あなたの思いを教えてシート」を使用し、子どもの意向を尊重した個別支援の基礎資料としている。
- ・入所後10日前後を目安に、多職種(保護所職員、児童福祉司、児童心理司、心理療法担当職員)が連携したアセスメント会議を開催し、支援方針を決定している。アセスメントシートは、心理療法担当職員の所見を含めて支援方針を決定する仕組みとしている。これらのプロセスにより、子どもの個別ニーズに即した支援が適切に実施されている。

### 2. 個別援助支援(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

評価	評価項目
a	51 援助指針に沿った個別ケアを行っているか
a	52 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか

## 個別援助支援(援助方針)の策定及び個別ケアの実施の講評

- ・一時保護所における個別援助支援は、安全・安心の確保を前提に、情緒の安定、信頼関係の構築、自己肯定感の向上、基本的生活習慣の習得を目的として援助方針に沿った個別ケアが行われている。インターク時に子どもの状況を詳細にアセスメントし、一時保護所職員と心理療法担当職員が中心となり、個々の特性に応じた個別プログラムを作成し、適切な支援を提供している。これにより、子どもの不安を軽減しながら、一人ひとりの発達段階や心理状態に即したケアが実施されている。
- ・アセスメント会議を経て作成されたアセスメントシートをもとに、入所から4週間程度を目安に多職種による観察会議を開催し、子どもの行動や心理状態を評価している。行動観察を通じて、子どもの適応状況や心理的変化を見極め、支援内容を適宜調整する体制が確立されている。また、アセスメント結果を児童票7-1および7-2にまとめ、行動診断の作成を通じて支援の方向性を明確化し、個別支援の精度を高めている。

### 3. 子どもの観察

#### (1) 子どもの観察

評価	評価項目	
a	53	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか

#### (2) 観察会議等の実施

評価	評価項目	
a	54	観察会議が適切に実施されているか

## 子どもの観察の講評

- ・一時保護所では、福祉職(保育士・児童指導員)、心理職(心理療法担当職員)、看護師などが適切に配置され、子どもの行動観察が多角的に行われている。福祉職は交代制勤務を採用し、早番・日勤・遅番・夜勤の4交代制を導入することで、子どもの様子を継続的に見守る体制が整えられている。また、日々の生活場面において、職員が子どもと関わりながら行動の変化を把握し、他の職員と観察結果を比較・検討することで、総合的な評価がなされている。記録は児相システムを活用し、行動観察の記録と児童福祉司の経過記録を一元管理することで、関係職員がタイムリーに情報を共有できる仕組みが確立されている。これにより、子どもの状況に応じた適切な対応が迅速に行われている。
- ・観察会議は、担当福祉司および担当心理司の出席を必須とするため、毎週の開催は行わず、必要に応じて開催する形をとっている。一方で、ケース担当職員が日々の行動観察を行い、課題が生じた際は各ユニットのチーフやリーダーと協議し、心理療法担当職員の助言を得ながら、迅速に対応する仕組みが整えられている。また、ケース担当に限らず、ユニット職員が気づいた点は勤務帯ごとにすぐ対応し、係長やチーフへ報告する体制が整っている。さらに、全体会議およびユニット会議を月1回開催し、職員間の情報共有を徹底することで、個々の子どもの状況を適切に把握し、支援の質を維持していることがうかがえる。

## V 一時保護の開始及び解除手続き

### 1. 開始手続き

#### (1) 保護開始に関わる支援・連携

評価	評価項目	
a	55	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか

#### (2) 子どもの所持物

評価	評価項目	
a	56	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

### 開始の手続きの講評

・一時保護開始時には、子どもの健康状態を的確に把握するため、既往歴や現病歴、アレルギー、服薬状況を保護者や関係機関から収集している。加えて、入所時健康診断を実施し、子どもの身体的・精神的健康を確認することで、必要な支援を迅速に開始できる体制を整えている。また、環境の変化による心身への影響に配慮し、非常勤医師、看護師、心理療法担当職員が連携しながら、継続的な健康管理と心理的ケアを実施している。さらに、救急対応のための医薬品を備え、必要に応じて医療機関を受診するなど、子どもが安心して保護所での生活を送れるよう支援が行われている。これらの取り組みを通じ、子ども一人ひとりに寄り添った適切なケアが提供されている。

・一時保護開始時には、子どもが持参した所持品を適切に管理するため、衣類を含めた確認を行い、「所持物保管票」を作成している。所持品は個別の保管用ロッカーに整理され、全職員が把握できるよう管理されている。また、衣類については、子ども自身が選択できる仕組みを取り入れ、入所時に衣類倉庫へ同行し、自ら選んだ衣類を着用する形を基本としている。この対応により、子どもの自己決定を尊重しながら、安心して新しい生活を始められる環境が整備されている。

## 2. 解除手続き

### (1) 保護解除に係る支援・連携

評価		評価項目
a	57	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか

### (2) 子どもの所持物

評価		評価項目
a	58	保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか

### 解除の手続きの講評

・保護解除にあたり、児相システムやアセスメント会議、観察会議、ユニット会議を通じて、子どもの情報が共有されている。特に、退所に向けては、保護者や入所施設、里親などの関係機関と引き継ぎやカンファレンスを実施し、子どもの生活環境や支援の継続性を確保するための情報提供が行われている。また、退所は子どもにとって心理的負担が大きく、不安を抱えるケースが多いため、担当児童福祉司が中心となり、関係職員と十分に連携しながら支援を行っている。特に、退所後の生活環境に適応できるよう、継続的な支援が受けられる体制を整え、子どもの心理的安定に配慮した移行支援が実施されている。

・保護解除時には、入所時に作成した「所持物保管票」に基づき、子どもと職員が協力して所持品を確認している。すべての持ち物を子ども本人と照合し、紛失や不足がないよう丁寧に対応することで、適切な所持品管理が徹底されている。

事業者が特に力を入れている取り組み①		
評価項目	I-1	I 子ども本位の養育・支援 1. 子どもの権利保障
タイトル①	子どもの権利擁護と生活環境の充実に重点を置いた取り組みを進めている	
内容①	<p>一時保護所では、「一時保護所のしおり」や「くらしのガイドブック」を活用し、年齢や理解度に応じた情報提供を行い、生活環境への早期適応を支援している。また、「4つの約束」に基づく生活ルールの明確化や、「集中ケアプログラム」による個別支援が実施されている。行動制限は行動制限を伴う対応マニュアルに基づき、マンツーマン対応を徹底し、トラウマインフォームドケアの視点を取り入れている。さらに、意見表明の機会も確保され、アドボケイトの訪問や意見箱の設置、ユニット会議を通じて子どもの声を尊重し、運営改善に反映させている。</p>	

事業者が特に力を入れている取り組み②		
評価項目	I-2-(1)	I 子ども本位の養育・支援 2. 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり
タイトル②	子どもの意向を大切にしており、子ども会議などで意見を聴き取り支援に反映している	
内容②	<p>保護所の生活を通じて、子どもに思いや意向を自由に話す体験をしてもらっている。月に数回開かれる子ども会議では、子ども個々が意見を自由に発言している。職員は可能な限り支援に反映している。給食会議にも子ども代表が参加し、食事について意見を述べている。看護師は開かれた保健室を意識しており、子どもが自由に立ち寄って心身の不調や悩みごとなどを話せる雰囲気づくりに努めている。心理療法担当は男女2名配置されており、思いの表出ができるよう支援をしている。子どもたちは保護所で大切にされる経験を通じ、自己評価を高めている。</p>	

事業者が特に力を入れている取り組み③		
評価項目	III-7	III一時保護所の運営 7. 質の維持・向上
タイトル③	基準に沿った運営を常に見直し、具体的にサービスの質の向上を目指している	
内容③	<p>内閣府令の新基準を基に、新たな区の条例案の提出のため取り組みを進めている。条文の一言一句を丁寧に確認し、基準に沿った運営を徹底しており、現行の高い運営水準をさらに向上させようとしている。自己評価や第三者評価の結果を活用し、職員会議を中心にPDCAサイクルを回す仕組みを構築しており、継続的な改善が実現されている。加えて、子どもの権利の尊重や職員の専門性向上のための研修なども実施されており、総合的な質の向上を目指している。</p>	

No.	特に良いと思う点	
1	タイトル	ユニット制により、家庭的な雰囲気と子どもの主体性を尊重した環境が整備されている
	内容	一時保護所では、ユニット形式を採用し、個室と3名利用の諸室を適切に配置することで、子ども一人ひとりの状況に応じた生活環境を提供している。学習室、体育館、静養室、ミーティングルームなどの設備も充実し、生活の質向上に取り組んでいる。ユニット制による食事提供は家庭的な雰囲気を醸成し、子どもが安心して過ごせる環境づくりにつながっている。さらに、居室にはベッド、机、テレビを完備するなど、子どもの主体性を尊重した環境が整備されている。現在、ユニット形式のモデル施設として、ほかの自治体の見学を受け入れている。
2	タイトル	学習指導の見直しを行い、保護解除後の学校復帰や受験に不利益が生じないよう努めている
	内容	担当職員を中心に、児童相談所での学習指導の在り方の見直しを実施した。学習指導も大切な自立支援・生活指導の一部と捉え、子ども個々の学力に合わせたドリル学習などを提供し、学ぶ楽しさを体験してもらうように努めた。また保護解除後の学校復帰を意識し、個別学習のみならず、教室での集団授業も合わせて行うようにしている。児童相談所を通じて学校との連携もしており、定期テスト、受験などで子どもに不利益が生じないよう努めている。子どもたちは学習理解を通じて、自尊心を高めている。
3	タイトル	ユニット制を採用し、家庭的で落ち着いた環境を提供しつつ、子どもの自由と主体性を尊重した運営を実現している
	内容	6名単位のユニット制を採用しており、子どもたちが落ち着いた環境で生活できている。家庭的な雰囲気を重視した環境整備により、子どもたちは安心感を持ちながら生活することができている。また、外出の要望に応じた柔軟な対応や、スーパーへの買い物や観光施設の訪問といった活動を通じて、子どもたちにある程度の自由を提供している。子どもたちの主体性を尊重し、ゲームの時間やお風呂の時間を話し合って決めている。さらに、「あなたの思いを教えてシート」の活用などで丁寧に子どもの意見を聞き取りながら運営を進めている。
No.	さらなる改善が望まれる点	
1	タイトル	職員研修のフィードバック体制やOJTによる研修の仕組みが必要となるため、さらなる整備が求められる
	内容	一時保護所では、年度当初に虐待防止研修やセルフチェックを実施し、職員の意識向上を図っている。また、ヒヤリハット報告制度を活用し、子ども同士のトラブル防止や対応方法の共有を進めることで、施設内の安全確保に努めている。さらに、虐待が疑われる事案が発生した際には、速やかに区の担当課が調査を行い、児童福祉審議会へ報告する仕組みが整備され、危機管理体制も適切に機能している。一方で、虐待防止への取り組みについては、職員研修のフィードバック体制やOJTによる研修の仕組みが必要となるため、さらなる整備が求められる。
2	タイトル	定員超過する期間が一定数あることを受け、解消の検討が期待される
	内容	当保護所は「温かみのある場所」を意識して、日々の生活支援を行っている。保護所内はユニット式の造りであり、ゆったりした個室、明るく広々としたリビングなどで、落ち着いてゆったり過ごせるようになっている。職員は子どもたちの思いを大切にしており、子ども会議や日々の会話で日常的に思いの聴き取りをしている。一方で子どもの人数が定員超過する期間も一定数あることである。定員超過の解消について、措置元の児童相談所との意見交換、外部への一時保護委託の検討ほか、方法を検討していくことが期待される。
3	タイトル	定員超過にも対応できる職員配置の改善が望まれる
	内容	高学年を中心に定員を超過する状況が多く見られ、運営上の課題となっている。職員自己評価では、「障害児や要配慮児を受け入れる余裕がない」「職員の欠員補充が行われていない」との声が上がっており、現在の体制ではさらなる受け入れが難しい状況である。このような状況は、一時保護所としての役割を果たす上での制約となっている。事業所の特性から定員管理を厳格にすることは難しいものの、サービスの質の向上を目指すために定員超過にも対応できる職員配置が望まれる。